

(仮称) 逗子市人権施策推進指針策定検討会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における人権施策を総合的、計画的に推進するための指針として(仮称)逗子市人権施策推進指針(以下「指針」という。)を策定するため、広く市民等の意見を聴取することを目的に(仮称)逗子市人権施策推進指針策定検討会(以下「検討会」という。)を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、指針の策定に関し、必要な事項について意見交換を行う。

(メンバー)

第3条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 人権施策推進に係る関係機関又は団体から推薦された者
- (3) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(アドバイザー)

第4条 市長は、検討会の開催に当たり、人権施策推進についての知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。